

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1951号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次の表のよう

に改正する。（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の382.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の161.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の191.25</u>）</p> <p>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 <u>100分の270</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の315</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の375</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の153.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の183.75</u>）</p> <p>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 <u>100分の262.5</u></p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次の表のよう

に改正する。（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の318.75</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の378.75</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の157.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の187.5</u>）</p> <p>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 <u>100分の266.25</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の382.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の161.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の191.25</u>）</p> <p>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 <u>100分の270</u></p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。